

特定医療法人さっぽろ悠心の郷 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成37年3月31日までの10年間

2. 内容

目標1：性別や職種等に関わらず、育児休業等の制度が利用できることを社内ネットワークを利用して全職員に周知する。

<対策>

- 平成27年4月～ 育児休業等の制度を周知する為の資料を作成
- 平成27年8月～ 上記資料を社内ネットワークを利用し、職員に公示
- 平成28年3月 育児休業等の利用率を集計（以降、毎年度末に実施）

目標2：妊娠中や産休・育児復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 平成27年4月～ 相談窓口の設置について検討
- 平成27年5月～ 相談員の研修
- 平成27年6月～ 相談窓口の設置及び社員への周知

目標3：年次有給休暇の取得率を平均80%以上とする。

<対策>

- 平成27年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握し、各部署に年次有給休暇取得率を公表
- 平成27年5月～ 各部署において年次有給休暇取得率を上げる為の計画の策定・実施
- 平成28年3月 年次有給休暇取得率の集計（以降、毎年度末に実施）